



つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～

令和7年度 赤い羽根福祉活動応援助成

助 成 要 項

社会福祉法人 石川県共同募金会

1. 目 的

近年の急激な物価高騰や、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨災害をはじめとする自然災害の多発により、失業・減収や食糧不足、住まいの喪失等の経済的困難に直面し、福祉的支援を必要とされる人々への緊急的な支援が求められています。

このような状況下では、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要です。

そこで石川県共同募金会では、活動を通じた人と人をつなぐ支え合いにより、地域の困りごとの解消に取り組む福祉活動に対し、資金面で応援することを目的に本助成事業を実施します。

2. 助成金額・規模

○1団体あたり10万円以上50万円以内。（千円未満切り捨て）

※助成の申請状況や審査の結果により、必ずしもご希望額どおりとならないことを予めご了承ください。

3. 助成対象団体

○非営利の活動（事業）展開を目的とする団体を対象とします（法人格の有無は問いません）。

○団体としての活動（事業）実績が1年以上あり、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていることを要件とします。

○団体名義の振込口座を持っていること。

○特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある団体は対象外です。

※社会福祉協議会も対象団体とします。

4. 助成対象活動（事業）期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※助成申請以前より既に取り組んでいる事業も対象です。

5. 助成対象活動（事業）

物価高騰等により生活に困窮している、孤独・孤立の状態になり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する等、石川県内の福祉活動を対象とします。

（支援活動の例示）

相談支援活動	子ども・若者の相談支援/DV・虐待に関する相談支援/就労・生活維持に関する相談支援 など
居場所支援活動	高齢者への居場所づくり/子ども・若者の居場所提供/ひきこもりの居場所提供 など
居住支援活動	生活困窮者等への居住支援/児童福祉施設退所者への居住支援/DV・虐待被害者への居住支援 など
学習支援活動	子ども・若者への対面・オンラインでの学習支援/就労に関する学習支援 など
外国ルーツ支援活動	外国ルーツの人への生活支援/外国ルーツの人への学習・語学支援/多文化共生の理解促進 など
生活支援活動	生活困窮者等への生活必需品の提供/継続的な見守りや心のケア など
食支援活動	フードバンクの活動/フードパントリーの活動/食事の提供支援/食料・食事の配送支援 など
中間支援活動	活動する団体の場づくり/活動する団体の研修等/情報の受発信（ポータルサイト開発等） など
その他の支援活動	上記に該当しない緊急的な支援活動、オンライン等による新たな支援方法、福祉教育 など

ただし、下記に該当する項目は助成対象外とします。

- ①事業にかかる人件費（講師等への謝金は助成対象となります）
- ②国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- ③国籍、宗教、政党、組合等、支援の対象が限定されており一般には開放されない、構成員の互助共済を主たる目的とする事業
- ④社会福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動の手段として行われる事業
- ⑤名称の如何に関わらず、営利を目的に行っているとみなされる事業
- ⑥助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入をもって実施することが適当と認められる事業

6. 助成対象経費

助成対象活動を実施するために必要な経費を対象とします。

○以下の項目は助成対象外とします。審査の際、以下の項目にあたると応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。

- ・行政等の公的財源が見込まれるものや、他の助成金が充当される経費
- ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
- ・団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料

- ・ 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・ 応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
- ・ 助成決定した助成対象期間外の事業・活動に関する経費
- ・ 活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費

7. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイトに掲載する応募書Aと応募書Bに必要事項を記入のうえ、他の提出書類と併せて本会まで郵送またはメールにて送付ください。

【応募書A・B掲載 URL】

<https://akaihane-ishikawa.or.jp/info/r7tokubetsujosei/>

【申請書書類送付先メールアドレス】

a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp

応募締切日 令和7年12月25日（木）必着

＜提出書類＞

- ① 応募書A
- ② 応募書B
- ③ 団体の定款や規約等
- ④ 役員名簿あるいは会員名簿
- ⑤ 令和6年度の事業報告・決算書
- ⑥ 令和7年度の事業計画・予算書
- ⑦ 備品・器材購入の場合は、製品のカatalog及び業者の見積書の写し
- ⑧ その他、対象事業に関する参考資料や団体の活動内容がわかる書類（パンフレット等）

※提出書類が不足する場合は助成対象外とする可能性がございます。準備が難しい書類等がありましたら事前に本会までご相談ください。

8. 審査及び助成決定

提出書類より以下の審査基準をもとに審査のうえ、助成先を決定します。

＜審査基準＞

- 活動（事業）の目的および内容が、本助成が対象としているものに合致しているか
- 応募活動（事業）の活動実績、実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）が、活動（事業）の目的達成に向けて適切か
- 支援対象者のニーズを的確にとらえ確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか

○費用が適切に積算されているか

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

9. 事業実施にあたってのスケジュール

応募書等提出書類	応募締切日まで
助成団体の決定、決定通知の送付	応募締切から約1カ月
助成金の送金	決定通知送付から約2週間
助成活動の実施報告	活動終了後1カ月以内

【問い合わせ先】

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10県社会福祉会館2階

電話 076-208-5757 FAX 076-222-8900

E-mail a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp